

安城市監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和2年11月16日

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 辻 山 秀 文

令和2年11月16日

安城市長 神 谷 学 様

安城市監査委員 中 村 誠 一

安城市監査委員 辻 山 秀 文

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和2年7月10日から同年11月4日までの間に実施した都市整備部公園緑地課及び株式会社愛知スイミング三河安城支店に対する公の施設の指定管理者監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和3年1月15日（金）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

（1）利用者申請書類受付、審査事務について

団体利用申込書及び利用料金免除申請書において、前回と同様に受付日及び申請日が未記入のもの、並びに免除額が空欄のもの等記載に不備のあるものが見受けられたため、チェック体制を強化し適切な事務執行となるよう指定管理者へ指導するとともに、市としても記載内容を定期的に確認されたい。

（2）文書処理事務について

指定管理者指定申請書、事業報告書及びその他各種届出書等の受理において、前回と同様に收受印の押印のないものが見受けられたため、安城市文書管理規程第15条に基づく適正な事務執行となるようチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

## 2 措置を講ずべき理由

### (1) 利用者申請書類受付、審査事務について

利用者から提出された書類を受理する際は、不備が無いかを確認したうえで  
收受し、受理した者以外が審査を行う事務体制が望ましい。また、前回監査に  
おいても同内容の留意事項があったため、是正されていなければならない。

### (2) 文書処理事務について

安城市文書管理規程第15条により、文書は、余白に收受印を押印しなけれ  
ばならない。また、前回監査においても同内容の留意事項があったため、是正  
されていなければならない。